

京都市告示第 328 号

京都市勧業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勧業館条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき、臨時開館について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 21 年 11 月 20 日

京都市長 門 川 大 作

臨時に開館する区分及び日時

開館区分	開館日	開館時間
第 2 展示場及び その付随施設	平成 22 年 1 月 2 日（土）及び 平成 22 年 1 月 3 日（日）	午前 7 時から 午後 10 時まで
第 3 展示場及び その付随施設	平成 22 年 1 月 3 日（日）	午前 7 時から 午後 10 時まで
駐車場	平成 21 年 12 月 29 日（火）から 平成 22 年 1 月 3 日（日）まで	午前 7 時から 午後 10 時 30 分 まで

（産業観光局商工部産業総務課）